

平成30年12月末における少年非行等の概況

生活安全部

◎ 非行少年等の状況

非行少年は1,280人で、前年同期比173人(11.9%)減少した。刑法犯少年は1,134人で174人(13.3%)減少、特別法犯少年は146人で4人(2.8%)増加した。

不良行為少年は1万4,241人で、前年同期比1,391人(8.9%)減少した。

刑法犯少年(犯罪少年)の再犯者率は24.5%で、前年同期比1.8ポイント減少した。

		非 行 少 年							不 良 行 為 少 年
		刑 法 犯			特 別 法 犯			ぐ 犯 少 年	
		犯 罪 少 年	触 法 少 年		犯 罪 少 年	触 法 少 年			
総 数	30年	1,280	1,134	751	383	146	135	11	14,241
	29年	1,453	1,308	809	499	142	128	14	15,632
	増 減 (%)	-173 (-11.9)	-174 (-13.3)	-58 (-7.2)	-116 (-23.2)	4 (2.8)	7 (5.5)	-3 (-21.4)	-3 (-100.0)
う ち 女 子	30年	260	236	127	109	24	24		3,896
	29年	249	223	102	121	25	22	3	4,159
	増 減 (%)	11 (4.4)	13 (5.8)	25 (24.5)	-12 (-9.9)	-1 (-4.0)	2 (9.1)	-3 (-100.0)	-1 (-100.0)

※ 犯 罪 少 年… 罪を犯した14歳以上20歳未満の少年

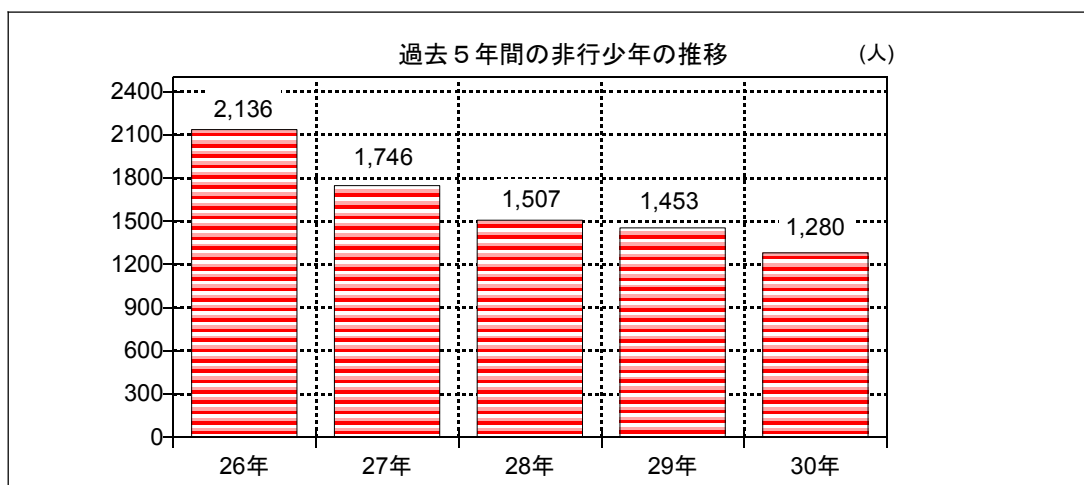
触 法 少 年… 刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年

ぐ 犯 少 年… 保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があつて、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

不 良 行 為 少 年… 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年

刑 法 犯… 「刑法」に規定する罪(道路上の交通事故に係る第211条の罪を除く。)並びに「暴力行為等処罰二関スル法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」に規定する罪

特 別 法 犯… 刑法犯、道路上の交通事故に係る刑法第211条に規定する罪及び「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」に規定する罪並びに交通法令違反を除くすべての罪(条例に規定する罪を含む。)



○ 刑法犯の検挙・補導人員（罪種別）

罪種別では、窃盗犯が725人（63.9%）で、このうち万引きが491人（67.7%）と最も多い。

	総 数							
	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯		知能犯	風俗犯	その他の 刑法犯	
うち 万引き								
30年	1,134	13	132	725	491	22	41	201
29年	1,308	16	141	861	614	13	29	248
増減 (%)	-174 (-13.3)	-3 (-18.8)	-9 (-6.4)	-136 (-15.8)	-123 (-20.0)	9 (69.2)	12 (41.4)	-47 (-19.0)

○ 刑法犯の検挙・補導人員（学職別）

学職別では、小学生が252人（22.2%）、中学生が257人（22.7%）、高校生が347人（30.6%）であった。

	総 数								
	未就学	児童・生徒・学生						有職 少年	無職 少年
		小学生	中学生	高校生	その他学生				
30年	1,134	1	943	252	257	347	87	127	63
29年	1,308	1	1,082	320	320	337	105	144	81
増減 (%)	-174 (-13.3)	0	-139 (-12.8)	-68 (-21.3)	-63 (-19.7)	10 (3.0)	-18 (-17.1)	-17 (-11.8)	-18 (-22.2)

○ 特別法犯の検挙・補導人員（法令別）

法令別では、児童買春・児童ポルノ禁止法が42人（28.8%）と最も多い。

	総 数									
	軽犯罪法	児童買春・児童 ポルノ禁止法	育 成 条 例	覚せい剤 取締法	大 麻 取締法	風俗営業 適正化法	売 春 防止法	不正アクセス 禁止法	その他の 特別法	
30年	146	12	42	12	4	15	7	8		46
29年	142	19	40	15	1	2	1	10	2	53
増減 (%)	4 (2.8)	-7 (-36.8)	2 (5.0)	-3 (20.0)	3 (300.0)	13 (650.0)	6 (600.0)	-2 (-20.0)	-2 (-200.0)	-7 (-13.2)

○ 薬物乱用少年

薬物乱用少年は19人で有職、無職少年がともに7人（36.8%）であった。

	総 数								
	未就学	児童・生徒・学生						有職 少年	無職 少年
		小学生	中学生	高校生	その他学生				
30年	19	5		1	1	3	7	7	
29年	3	1			1		1	1	
増減 (%)	16 (533.3)	4 (400.0)		1 (100.0)	0	3 (300.0)	6 (600.0)	6 (600.0)	

※薬物乱用少年… 大麻、覚醒剤、麻薬等を所持するなどして「大麻取締法」、「覚せい剤取締法」、「麻薬及び向精神薬取締法」、「毒物及び劇物取締法」で検挙又は補導された少年

◎ 少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）の状況

○ 福祉犯の検挙人員

福祉犯の検挙人員は288人で、前年同期比26人(8.3%)減少した。

	総 数						
	児 童 福祉法	児童買春・児童 ポルノ禁止法	育 成 条 例	風俗営業 適正化法	売 春 防止法	その他	
30年	288	9	139	110	10	2	18
29年	314	20	139	123	15	5	12
増減 (%)	-26 (-8.3)	-11 (-55.0)	0	-13 (-10.6)	-5 (-33.3)	-3 (-60.0)	6 (50.0)

○ 福祉犯の被害少年（法令別）

法令別では、児童買春・児童ポルノ禁止法が110人(52.1%)と最も多い。

	総 数						
	児 童 福祉法	児童買春・児童 ポルノ禁止法	育 成 条 例	風俗営業 適正化法	売 春 防止法	その他	
30年	211	6	110	73	4	2	16
29年	214	23	98	71	10	3	9
増減 (%)	-3 (-1.4)	-17 (-74.0)	12 (12.2)	2 (2.8)	-6 (-60.0)	-1 (-33.3)	7 (77.8)

○ 福祉犯の被害少年（学職別）

学職別では、小学生38人(18.0%)、中学生40人(19.0%)、高校生98人(46.4%)であった。

	総 数								
	未就学	児 童 ・ 生 徒 ・ 学 生					有職 少年	無職 少年	
		小学生	中学生	高校生	その他学生				
30年	211	1	180	38	40	98	4	14	16
29年	214	2	179	9	70	99	1	17	16
増減 (%)	-3 (-1.4)	-1 (-50.0)	1 (0.5)	29 (322.2)	-30 (-42.9)	-1 (-1.0)	3 (300.0)	-3 (-17.6)	0 (6.3)